

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還 (漁港漁場課)	4
公 告	
○高知県功労者の表彰 (人 事 課)	4
入札公告	
○一般競争入札（全身用X線CT診断装置の購入）の公告 (公営企業局 県立病院課)	5
○一般競争入札（警察用船舶「おとさ」中間検査及び点検整備）の公告 (警察本部装 備施設課)	6

規 則

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月5日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第51号

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成3年高知県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別に」を削る。

第3条第1項中「以下次条」を「次条第1項及び第2項」に、「及び」を「並びに」に改め、「別に」を削る。

第4条第2項中「別に」を削り、同条第3項中「知事に」を「知事に対して」に改める。

第5条第1項中「別に」を削る。

第8条第1項第1号中「財団法人高知県観光コンベンション協会」を「公益財団法人高知県観光コンベンション協会」に改める。

第11条中「利用者は、」を「利用者は、体育館の」に改める。
第13条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第2号中「、寄附行為」を削り、同項第3号中「団体にあつては」を「団体にあつては当該団体の」に改める。

第14条中「知事が」を「知事が別に」に改め、「、別に」を削る。

別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県立室戸体育館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例第20条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	Ⓔ
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- (1) 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例第20条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例第19条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月5日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第52号

高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立都市公園条例施行規則（平成17年高知県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「について」を「に關し」に改める。

第3条中「に掲げる」を「に定める」に改める。

第4条第4項の表中「財団法人高知県観光コンベンション協会」を「公益財団法人高知県観光コンベンション協会」に改め、同条第6項中「による」、「を」を「による」とあり、「に」、「又は」を「とあり、及び」に改め、「別に」を削る。

第5条第1項中「第16条に規定する」を「第16条の」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項中「変更と認める場合は、」を「変更であると認める場合は、同項各号に掲げる」に改める。

第6条第1項第1号中「主として」を「、主として」に改め、同条第2項中「財団法人高知県観光コンベンション協会」を「公益財団法人高知県観光コンベンション協会」に改め、同条第6項の表中「高知県教育委員会が別に」を「高知県教育委員会が」に改める。

第8条第1項第2号中「適当と」を「適当であると」に改める。

第10条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「のほか」を「のほか」に、「次の」を「次に掲げる」に、「第3号から第5号まで」を「第2号から第4号まで」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「第27条の」を「第27条第1項各号に掲げる」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「、寄附行為」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「団体にあっては」を「団体にあっては当該団体の」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「第1号」を「前項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「その他知事が必要と」を「前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると」に改め、同号を同項第5号とし、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第28条の規則で定める申請書は、別記第23号様式によるものとする。

第15条中「知事が」を「知事が別に」に改め、「、別に」を削る。

別記第23号様式を次のように改める。

第23号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県立都市公園について指定管理者の指定を受けたいので、高知県立都市公園条例第28条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

都市公園名			
申請者	フリガナ		
	名称		
代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
		氏名	Ⓔ
主たる事務所の所在地	（郵便番号 - ）		
	電話番号	ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	（郵便番号 - ）		
	電話番号	ファクシミリ番号	

関係書類

- (1) 高知県立都市公園条例第28条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立都市公園条例第27条第1項各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類（申請者が複数の法人その他の団体により構成されるグループである場合にあつては、それぞれの法人又は団体の定款、規約その他これらに類する書類）
- (4) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し（申請者が複数の法人その他の団体により構成されるグループである場合にあつては、それぞれの法人又は団体について、法人の登記事項証明書又は団体の代表者の住民票の写し）
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類（申請者が複数の法人その他の団体により構成されるグループである場合にあつては、それぞれの法人又は団体について、申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類）
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要であると認める書類

記入要領

- (1) 申請者が複数の法人その他の団体により構成されるグループである場合にあつては、「申請者」の「名称」欄は、グループの名称を記入し、グループを構成する全ての法人その他の団体の名称を別紙（様式は、問いません。）に記載して提出してください。
- (2) 申請者が複数の法人その他の団体により構成されるグループである場合にあつては、「申請者」の「代表者の職・氏名」欄は、グループを代表する法人その他の団体の名称及びその代表者の職・氏名を記入してください。
- (3) 申請者が複数の法人その他の団体により構成されるグループである場合にあつては、グループを構成する全ての法人その他の団体について、その主たる事務所の所在地、郵便番号、電話番号及びファクシミリ番号を別紙（様式は、問いません。）に記載して提出してください。
- (4) 申請者が複数の法人その他の団体により構成されるグループである場合にあつては、グループを構成する全ての法人その他の団体について、その高知県内の主たる事務所等の所在地、郵便番号、電話番号及びファクシミリ番号を別紙（様式は、問いません。）に記載して提出してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第660号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成26年1月29日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

平成25年11月5日

宇佐漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (1)ア F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.00メートル、船幅1.20メートル）
 イ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長3.00メートル、船幅1.50メートル）
 ウ 普通乗用自動車1台（ニッサン・セドリック、車長5.50メートル、車幅1.70メートル）
 エ F R P 船1隻（南溟、282-20381、船長5.00メートル、船幅1.50メートル）
- (2) F R P 船1隻（船名不明、K03-12543、船長18.00メートル、船幅3.00メートル）
- (3) F R P 船1隻（船名不明、282-4385、船長5.00メートル、船幅1.20メートル）
- (4) F R P 船1隻（船名不明、282-4010、船長6.00メートル、船幅2.00メートル）
- (5) F R P 船1隻（船名不明、282-12385、船長5.00メートル、船幅1.20メートル）
- (6) F R P 船1隻（船名不明、K03-17559、船長6.00メートル、船幅1.50メートル）
- (7) F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.50メートル、船幅1.20メートル）
- (8)ア F R P 船1隻（ぼせいどん、K02-1970、船長15.00メートル、船幅3.00メートル）
 イ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.00メートル、船幅1.00メートル）
 ウ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.00メートル、船幅1.20メートル）
 エ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.00メー

- トル、船幅1.20メートル)
- オ F R P 船1隻（船名不明、282-7941、船長6.00メートル、船幅1.50メートル）
- (9)ア F R P 船1隻（船名不明、282-9438、船長6.00メートル、船幅1.50メートル）
- イ F R P 船1隻（船名不明、282-17009、船長5.00メートル、船幅1.20メートル）
- (10)ア F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.00メートル、船幅1.20メートル）
- イ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.00メートル、船幅1.50メートル）
- ウ F R P 船1隻（船名不明、282-5451、船長6.00メートル、船幅1.50メートル）
- エ F R P 船1隻（船名不明、282-5647、船長6.00メートル、船幅1.50メートル）
- オ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長7.00メートル、船幅1.50メートル）
- カ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.00メートル、船幅1.20メートル）
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除去した日時
 - (1) 須崎市堂ノ浦 宇佐漁港堂ノ浦防潮堤
平成25年7月30日午前10時
 - (2) 土佐市宇佐町鍋鳥頭 宇佐漁港鍋鳥頭船溜（なべどり）
平成25年7月30日午前10時
 - (3) 土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港橋田漁具倉庫用地
平成25年7月30日午前10時
 - (4) 土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港宇佐内岸壁
平成25年7月30日午前10時
 - (5) 土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港宇佐臨港道路
平成25年7月30日午前10時
 - (6) 土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港小港船揚場
平成25年7月30日午前10時
 - (7) 土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港塩浜船溜（しほり）
平成25年7月30日午前10時
 - (8) 土佐市宇佐町井尻 宇佐漁港井の尻泊地
平成25年7月30日午前10時
 - (9) 土佐市宇佐町井尻 宇佐漁港井の尻船揚場
平成25年7月30日午前10時
 - (10) 土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港萩谷川河口船溜（なほり）
平成25年7月30日午前10時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (1) 須崎市堂ノ浦 宇佐漁港堂ノ浦防潮堤
平成25年7月30日午前11時
 - (2) 土佐市宇佐町鍋鳥頭 宇佐漁港鍋鳥頭船溜（なほり）

- 平成25年7月30日午前11時
- (3) 土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港橋田漁具倉庫用地
平成25年7月30日午前11時
- (4) 土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港宇佐内岸壁
平成25年7月30日午前11時
- (5) 土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港宇佐臨港道路
平成25年7月30日午前11時
- (6) 土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港小港船揚場
平成25年7月30日午前11時
- (7) 土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港塩浜船溜（しほり）
平成25年7月30日午前11時
- (8) 土佐市宇佐町井尻 宇佐漁港井の尻泊地
平成25年7月30日午前11時
- (9) 土佐市宇佐町井尻 宇佐漁港井の尻船揚場
平成25年7月30日午前11時
- (10) 土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港萩谷川河口船溜（なほり）
平成25年7月30日午前11時
- 4 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県中央西土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 5 漁港管理者の措置
宇佐漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
- 6 問い合わせ先
吾川郡いの町1381 高知県伊野合同庁舎 高知県中央西土木事務所維持管理課維持管理第一班（電話番号088-893-2114）

公 告

高知県表彰規則（昭和31年高知県規則第51号）第2条第1項及び第3条第1項の規定により、平成25年11月3日に高知県功労者を次のとおり表彰した。
平成25年11月5日

高知県知事 尾崎 正直

功績分野	氏名	住所
地方自治関係	岡 林 幹 造	土佐清水市宗呂丙
商工業関係	柳 瀬 良 輔	高岡郡佐川町乙
同	西 山 昌 男	高知市上町一丁目
農林業関係	戸 田 文 友	高岡郡津野町桑ヶ市

建設業関係	佐 野 邦 男	高知市横浜新町三丁目
社会福祉関係	永 富 徳次郎	宿毛市小筑紫町小筑紫
同	内 田 泰 史	高知市鏡川町
保健衛生関係	近 森 美智子	高知市若草町
同	田 村 精 平	須崎市赤崎町
災害防除関係	中 元 則 夫	香南市吉川町古川
公共福祉関係	坂 本 健次郎	土佐市高岡町乙
特別県勢功労	森 澤 紳 勝	東京都港区赤坂四丁目

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年11月5日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
全身用X線CT診断装置 一式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成26年3月14日
- (4) 納入場所
宿毛市山奈町芳奈3番地1
高知県立幡多けんみん病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に記載されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第

<p>638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。</p> <p>(5) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県公営企業局県立病院課 電話番号088-821-4634</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 平成25年11月5日(火)から同月22日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 平成25年11月5日午前9時から同月22日午後5時までの間に高知県公営企業局県立病院課のホームページ(http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/610101/)で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成25年12月16日(月)午前11時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成25年12月13日(金)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎地下第5会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p>	<p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県公営企業局契約規程(昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。)第6条、第22条及び第23条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成25年11月22日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県公営企業局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成25年11月22日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p>	<p>(1) Type of product required for purchase: X-ray computed tomograph equipment 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to confirm suitability of the product: 5:00 P.M. on Friday 22 November 2013</p> <p>(3) Date and time for the submission of bid tender: 11:00 A.M. on Monday 16 December 2013 (bid tenders submitted by registered mail should be received by 5:00 P.M. on Friday 13 December 2013)</p> <p>(4) Contact: Prefectural Hospital Division, Public Enterprise Bureau, Kochi Prefectural Government 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan Tel: 088-821-4634</p> <p>~~~~~</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。 平成25年11月5日 高知県警察本部長 小林 良樹</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 業務の名称及び数量 警察用船舶「おおとさ」中間検査及び点検整備 一式</p> <p>(2) 業務の内容等 入札説明書による。</p> <p>(3) 履行期間 業務に係る契約の締結の日から平成26年2月28日まで</p> <p>(4) 引渡場所 警察用船舶「おおとさ」の係留施設(須崎港ポートサービス岸壁)</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成24~26年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者である</p>
--	--	---

<p>こと。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。</p> <p>(5) 入札説明書に示した業務の要求仕様と合致した整備を確実に履行することができることを証明し、かつ、当該整備に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制を備えている者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8544 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部警務部装備施設課 電話番号088-826-0110（内線2274）</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成25年11月5日（火）から同月27日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成25年12月17日（火）午後1時30分 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成25年12月16日（月）午後4時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部1階 102 会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p>	<p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した業務を履行することができることを証明する書類等を平成25年12月4日（水）午後3時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない（当該書類等の審査により、入札の対象とすることができるかどうかについては、同月6日（金）までに連絡する。）。 なお、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成25年11月20日（水）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p>	<p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the operations to be provided: Regular maintenance of Police Boat “Ootosa”</p> <p>(2) Deadline for tender (by mail) : 4:00 P.M. on Monday 16 December 2013</p> <p>(3) Deadline for tender (by hand) : 1:30 P.M. on Tuesday 17 December 2013</p> <p>(4) Contact: Police Administration Department, Equipment and Facilities Division, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan Tel: 088-826-0110 (ext. 2274)</p>
---	---	--